

加高地第 4457 号
令和 7 年 3 月 24 日

各指定介護予防支援事業者 様
各指定居宅介護支援事業者 様
各指定介護予防・生活支援サービス事業者 様

加古川市 高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
介護予防・日常生活支援総合事業に関し、令和 6 年報酬改定における経過措置の終了に伴い、
新規加算および単位数を一部改定しました。

つきましては下記のとおりサービスコード表を作成しましたのでお知らせいたします。
なお、主な改定内容は以下のとおりです。

記

1 改定概要

- ① 令和 6 年度介護報酬改定による介護職員等処遇改善加算の経過措置終了に伴い、
「介護職員処遇改善加算 V」を削除
- ② 「業務継続計画未策定減算」を設定

2 対象サービス

- ・介護予防訪問型サービス（従前相当サービスおよび緩和した基準によるサービス）
- ・介護予防通所型サービス（従前相当サービスおよび緩和した基準によるサービス）

3 適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日より

4 サービスコード表・単位数表マスタ掲載場所

トップページ > キーワード検索 > 組織から探す > 福祉部 > 高齢者・地域福祉課 >
介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > サービスコード表・単位数表マスタ >
介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード表・単位数表マスタ・Q&A

※単位数表マスタについては、現在準備中です。（4月下旬に掲載予定）

5 その他

上記、改定のほか、生活援助型訪問サービス（緩和型）・トレーニング型通所サービス（緩和型）の月額報酬単価に日割単価を設定し、高齢者虐待防止未実施減算の単位数を一部変更しています。

【問合せ先】

加古川市 高齢者・地域福祉課／地域包括ケア係
TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063
E-mail：fukushi@city.kakogawa.lg.jp